

PFOS 及び PFOA に関する国への要望について
国への要望内容について

桑名市長名で

「水道水における有機フッ素化合物の評価及び取り扱いに関する要望書」
を以下のとおり提出しました。

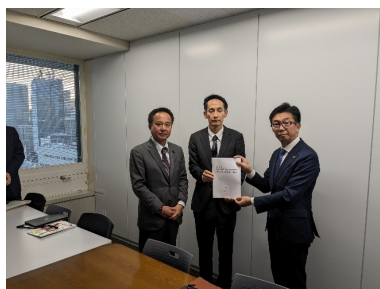
要望日 令和5年11月9日

要望先 環境省 環境大臣
厚生労働省 厚生労働大臣

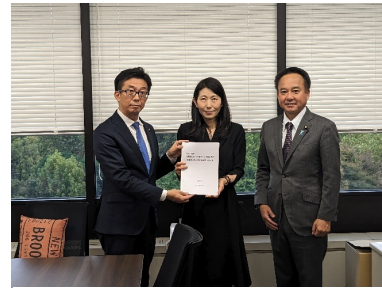
対応者 環境大臣政務官兼内閣府大臣政務官 国定 勇人
環境省 水・大気環境局長 土居 健太郎
厚生労働省 健康・衛生局長 大坪 寛子



環境大臣政務官兼内閣府大臣政務官
国定 氏



環境省 水・大気環境局長
土居 氏



厚生労働省 健康・衛生局長
大坪 氏

< 要望内容 >

1. 人の健康に及ぼす影響等の評価について

- ・最新の科学的知見の集積、国内での検出状況などを踏まえ、国としての見解等を早期に確定していただき、これを国民に対して分かりやすく示していただくこと。
- ・人への健康影響等が懸念されることとなった場合には、その対策等もあわせて検討し、情報提供及び必要な支援策を示されること。

2. 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の取り扱いの明確化について

- ・国における当該物質に関する検査や公表のあり方などの取り扱いを明確化し、公正な情報提供がなされるようにしていただくこと。
- ・国が主導して当該物質にかかる統一的な全国調査を実施するなど、当該物質の分布状況などを把握し、明らかにされること。